

定 款

(2025年4月1日改定)

中央自動車工業株式會社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は商号を中央自動車工業株式会社と称する。
英文では、CENTRAL AUTOMOTIVE PRODUCTS LTD. と表示する。

(本 社)

第 2 条 当社は本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記に関する商品の開発、製造、販売及び輸出入業、並びにそれらに関連するサービスの提供業務
 - (1) 自動車その他輸送機器の部分品及び用品
 - (2) 有線・無線通信機器
 - (3) 環境・健康・安全関連商品
 - (4) 産業用機械装置
2. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
3. 不動産の賃貸及び管理
4. 印刷物等の企画、デザイン、編集、製作及び販売
5. その他商取引
6. 前記各号に附帯関連する一切の事業

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 当社の株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第16条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(定員)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は3名以上10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は3名以上4名以内とする。

(選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、他の監査等委員である在任取締役の任期の満了する時までとする。
5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（顧問及び相談役）

第23条 当社は取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。

（常勤の監査等委員）

第24条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

第26条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

2. 緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。
3. 取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

(監査等委員会の招集手続)

第27条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

2. 緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。
3. 監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議の方法)

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

(取締役への委任)

第31条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会及び監査等委員会の議事録)

第32条 取締役会及び監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第33条 取締役会に関する事項は法令または本定款に別段の定めある場合を除き取締役会の定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は法令または本定款に別段の定めある場合を除き監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第36条 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第38条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第39条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日より3年間それを受領しないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第84回定時株主総会終結前の社外監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第41条の定めるところによる。